

# 飼い主のいない猫を増やさないために



もともと飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられたり外で繁殖したりして増えたのが始まりです。まずは猫の飼い主が責任ある飼い方をする必要があります。  
また、横浜市では、飼い主のいない猫に一代限りの生を全うさせて自然に数を減らすために不妊去勢手術の実施を推進しています。



## 猫の飼い主さん！

- ・最期まで責任を持って飼いましょう
- ・不妊去勢手術をしましょう
- ・首輪と迷子札、マイクロチップ装着など所有者明示をしましょう
- ・完全屋内飼育をしましょう

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主の終生飼養の努力規定と、みだりに繁殖して適正な飼養が困難となる恐れがある場合の繁殖制限の義務が明記されています(第7条、第37条)



## 外の猫にエサをあげている方！

- ・置きエサ、まきエサはやめましょう
- ・時間を決めて、決まった猫だけに適切な量をあげましょう
- ・ふん尿の処理をあわせて行いましょう



## 地域の皆さま！ エサをあげている方！

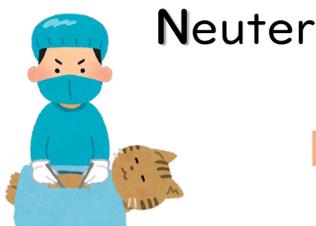
### 飼い主のいない猫を減らす取り組みを始めませんか

不妊去勢手術をしないと、猫はどんどん増えてしまいます…



そこで、TNR。

地域猫の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。



耳カットは手術が済んだしるしです

TNRの次段階「地域猫活動」は、ウラヘ→

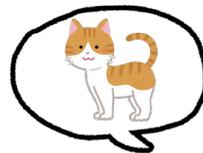
# 「地域猫活動」の取り組み

「地域猫活動」は、地域住民全体で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、給餌、清掃などについて活動ルールを決め適切な管理をしたり、新しい飼い主を探す活動を行うことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

地域住民



地域で猫の状況を把握し、活動のルール作りを行います。できるだけ多くの人に関わり、見守りも含め、できることを協力していきます。



市民ボランティア・適正飼育推進員

猫は簡単に捕まらないこともあるため、経験をもとに捕獲作業、アドバイス等の協力をします。

横浜市



地域の実情に合わせ、地域猫活動の説明、猫との関わりが異なる住民同士の話し合いの場の調整、活動の際の広報やチラシの作成、手術費用の助成等を行います。

## 補助制度

- 横浜市では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を補助しています。  
(補助金額:1頭につき上限5,000円)



横浜市ホームページ  
「猫の不妊去勢手術  
推進事業」

- 横浜市地域猫活動支援事業に登録した活動組織が管理している猫については、横浜市動物愛護センターにて無償で不妊去勢手術を行います。



横浜市ホームページ  
「地域猫活動  
支援事業について」

※手術は飼い猫ではないことをよく確認して行い、手術後の猫はルールを守って世話をしましょう。  
詳しくは「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」をご覧ください。  
(横浜市動物愛護センター、区福祉保健センター生活衛生課でも配布しています。)



「横浜市  
猫の適正飼育  
ガイドライン」

## 猫に関する困りごとがあっても、遺棄や虐待は犯罪です!!!

(動物の愛護及び管理に関する法律 第44条)

愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者  
→5年以下の懲役または500万円以下の罰金

愛護動物を遺棄したもの  
→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



猫に関するご相談は



各区福祉保健センター生活衛生課

鶴見	510-1845	中	224-8339	保土ヶ谷	334-6363	金沢	788-7873	青葉	978-2465	栄	894-6967
神奈川	411-7143	南	341-1192	旭	954-6168	港北	540-2373	都筑	948-2358	泉	800-2451
西	320-8445	港南	847-8445	磯子	750-2452	緑	930-2368	戸塚	866-8476	瀬谷	367-5751

発行元:横浜市動物愛護センター 〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

TEL:045-471-2111 FAX:045-471-2133

令和6年4月改訂